

富山県老人福祉施設協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、富山県老人福祉施設協議会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 本会は、事務所を富山県富山市に置く。

(目的)

第3条 本会は、県内老人福祉施設の適正な運営を図り、老人福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 老人福祉施設相互の連絡調整
- (2) 施設職員の資質向上のための研修
- (3) 老人福祉及び老人福祉施設等の調査、研究及び広報
- (4) 公益社団法人全国老人福祉施設協議会、東海北陸ブロック老人福祉施設協議会との連携
- (5) 関係機関、団体等との連絡調整
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 本会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、富山県内において地方公共団体又は社会福祉法人が経営する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンター及び理事会において承認された事業所の代表者(施設長等)をもって構成する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 法人の解散、会員施設の事業所が廃止されたとき

第3章 総会

(権限)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、年1回以上会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 会則の変更
- (5) 入会基準並びに会費の金額
- (6) 解散
- (7) その他、会長が必要と認めた事項

4 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

(代理)

第12条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、会員又は代理人は代理権を証明する書類を提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第13条 理事が会員の全員に対して総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第4章 役員等

(役員を設置)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上16名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長とし、4名を副会長とする。

(役員を選任等)

第15条 役員を選任は次のとおりとし、総会の承認を得る。

- 2 理事は施設の長をもってあて、別表に定める4ブロックから15名及び軽費老人ホーム・ケアハウスのうちから1名を選出する。
- 3 会長、副会長は、理事会で選任する。
- 4 監事は会長が指名する。

(役員職務)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、予め理事会において指定した順位に従いその職務を代行する。
- 3 監事は、会の会計及び業務を監査し、総会に報告するものとする。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補充役員任期は残任期間とする。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(報酬等)

第19条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第20条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

第4章 役員会

(種別)

第21条 役員会は、理事会及び正副会長会議とする。

(理事会の構成)

第22条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第23条 この会則に別段の定めのあるもののほか、本会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、理事の3分の1以上又は監事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

6 理事会は、次の事項を決定する。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) 会長、副会長の選定及び解職

(6) 会費の徴収方法

(7) その他、会長が必要と認めた事項

(理事会決議の省略)

第24条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会報告の省略)

第25条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(正副会長会議の構成)

第26条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。

(正副会長会議の職務)

第27条 正副会長会議は、会長が行う業務執行を補佐するために協議する。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第28条 本会の事業を総合的かつ円滑に行なうために、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長は、理事の中から会長が選任する。
- 3 委員会の種類及び活動内容については、理事会の決議によりにおいて別に定める。
- 4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第6章 部会

(部会)

第29条 本会の事業を推進するために部会をおくことができる。

- 2 部会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第30条 事務局に事務局長及び参事等所要の職員を置く。

- 2 事務局長は、会長が任命する。
- 3 事務局長は、会の全般にわたる事務を管理する。
- 4 参事は、富山県社会福祉協議会施設団体課長をもってあて、会の運営に参画する。
- 5 職員は、富山県社会福祉協議会事務局職員を併任することができる。

第8章 会計及び資産

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 財産目録に記載させた財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

第9章 雑 則

(個人情報保護)

第33条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委任)

第34条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。